

2013年9月10日

各 位

三井住友信託銀行株式会社
カーディフ損害保険会社

NISA口座ご利用者向け保険付加サービス「お出かけ安心パッケージ」の提供について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：常陰 均、以下「三井住友信託銀行」）とカーディフ損害保険会社（日本における代表者：草鹿 泰士、以下「カーディフ損保」）は、2014年1月から導入される少額投資非課税制度（以下、「NISA」）での投資信託ご購入において一定条件を満たした方に、“外出時の事故によるケガへの保障”をご提供する国内初のサービス「お出かけ安心パッケージ」を開発しました。三井住友信託銀行にて本サービスのご案内を開始し、2014年1月からご提供いたします。（保険料は三井住友信託銀行が負担します。）

三井住友信託銀行では、さまざまな投資信託商品や投資一任運用商品（ラップ口座）などを通じて、多くのお客さまの資産運用のお手伝いをしてまいりました。

こうした中、中高年層から若年層へと投資家のすそ野の拡大が期待されるNISAの導入を控え、資産運用に詳しい方から投資初心者の方まで、NISA口座を通じて三井住友信託銀行に資産を託していただくお客さまの信頼にお応えしたいとの思いから、本サービスを開発しました。年間100万円までの投資による所得が非課税となるNISAの資産運用メリットに、日常の思わぬ事故によるケガへの保障という“安心”を添えてお届けするのが「お出かけ安心パッケージ」です。

<本サービスのポイント>

- **外出時の思わぬ事故によるケガでの入院や手術にお見舞い金をお支払い。**

NISAの資産運用メリットに“安心”を添えてお届けします。

歩行中に自転車と接触したり、駅改札内で転倒したり、日常のちょっとした外出時にどなたにでも起こりうる事故によるケガ。お客さまには少しでもゆとりをもって毎日を楽しんでいただけるように、NISAに“安心”をプラスした、三井住友信託銀行だけのサービスです。

- **2014年内にNISA口座で投資信託を1回のお手続きで1銘柄50万円以上（手数料等含む）ご購入いただいた方にお見舞い金をご用意します。**

もしもの時に入院1日につき2,500円（180日限度）、手術された場合は最高25,000円のお見舞い金をお支払い。保障は1年間続きます。

- **お客さまの保険料負担や、追加の手数料負担はありません。**

保険料は三井住友信託銀行が負担します。

三井住友信託銀行とカーディフ損保は、投資一任運用商品（ラップ口座）にガンまたは介護保険をお客さまの費用負担なしで付加するサービス「人生安心パッケージ」を共同開発し、本年4月の提供開始から多くのお客さまよりご好評をいただいております。

今回の「お出かけ安心パッケージ」においても、銀行の金融商品と保障との組み合わせがもたらす相乗効果により、他にはないメリットをお客さまにお届けしてまいります。

以 上

【NISA 口座についてのご注意事項】

- 一つの勘定設定期間においてNISA 口座は全ての金融機関で一人一口座しか開設できません。また異なる金融機関等へ変更できません。
- 三井住友信託銀行で開設するNISA 口座では三井住友信託銀行で取り扱う公募株式投資信託が対象商品となります。上場株式や上場投資信託（REIT・ETF）等は取り扱っておりません。また、投資一任運用商品で保有する株式投資信託は、対象商品とはしません。
- 税務署への「非課税適用確認書」の交付申請は2013年10月以降となります。申請前の申請事項の変更等は可能であり、変更等を希望する場合には三井住友信託銀行までご連絡ください。税務署からの「非課税適用確認書」の交付後に、NISA 口座が開設されますが、税務署での非課税適用確認に時間がかかる場合があります。
- 非課税枠は年間100万円であり、NISA 口座で保有している公募株式投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。
- 非課税枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA 口座の損失について特定口座等で保有する他の有価証券の売買益や配当金との損益通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- 公募株式投資信託における分配金のうち普通分配金は課税対象、特別分配金（元本払戻金）は非課税であることから、NISA 口座で保有した場合に非課税となるのは普通分配金に限られます。

【投資信託のお取引口座（資産運用総合口座 ◆ ・ 投資信託口座 ●）についてのご注意事項】

三井住友信託銀行では、投資信託・外国投資信託*・投資信託自動購入プランのお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

※「外国投資信託」のお取引（「投資信託保護預り口座」「外国証券取引口座」の開設）は旧住友信託銀行店舗のみでのお取り扱いとなります。上記口座の設定につきまして、現在、口座管理手数料はいただいておりません。その他の諸費用もかかりません。今後、口座管理手数料等の諸費用がかかることになる場合には、その単価または料率などをあらかじめ別途ご連絡いたします。

三井住友信託銀行では、お客さまがお取引等によって取得された投資信託の受益権について、法令に従って三井住友信託銀行の固有財産と分別し、お客さまの投資信託振替決済口座への記帳および振り替えを行います。また、外国投資信託の受益証券について保護預かりし、法令に従って三井住友信託銀行の固有財産と分別して保管します。

（◆旧住友信託銀行にてお取り扱い、●旧中央三井信託銀行にてお取り扱い）

【投資信託についてのご注意事項】

■投資信託におけるリスクについて

- 投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■投資信託にかかる費用について

- 投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

(1) ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料：申込金額に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大 3.15%（税抜 3.0%）の率を乗じて得た額
- 信託財産留保額：ご購入時の基準価額に対して最大 0.1%の率を乗じて得た額、ご解約時の基準価額に対して最大 0.5%の率を乗じて得た額
- 解約手数料：かかりません

(2) 保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬：純資産総額に対して最大年 2.1%（税抜年 2.0%）の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。
- その他の費用：証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用（各々必要な場合は消費税等を含みます）など（運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません）
- これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。各ファンドにかかる費用の詳細は最新の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

- 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面（目論見書・目論見書補完書面）を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 三井住友信託銀行は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。

【投資一任運用商品に関するご注意事項】

■投資一任運用商品におけるリスクについて

三井住友信託ファンドラップ(三井住友信託ファンドラップRおよび三井住友信託ファンドラップG)および三井住友信託SMAは、国内投資信託および外国投資信託*等を主な投資対象として運用を行いますので、投資元本は保証されるものではなく、これを割り込むことがあります。これらの運用による損益は全てお客さまに帰属します。

投資対象とする投資信託等は、主として、国内外の株式、債券、リート（REIT）、コモディティ（商品先物取引等）、および株式・債券・金利等の金融先物等派生商品を実質的な投資対象とすることから、これらの値動きに応じて基準価額は変動し、損失を生じるおそれがあります。また、外貨建資産に関しては、各国通貨の為替相場の変動による為替リスクが存在します。

※三井住友信託SMAのみ外国投資信託を投資対象としています。

■お客さまにご負担いただく費用について（以下、料率については税込みにて表示しています。）
お客さまにご負担いただく費用には、直接ご負担いただく費用（三井住友信託ファンドラップおよび三井住友信託SMAの報酬）と、間接的にご負担いただく費用（投資対象に係る費用）があります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。

（1）直接ご負担いただく費用

報酬には、固定報酬型と成功報酬併用型があります。お客さまの運用資産の時価評価額の平均残高または時価残高に対して、固定報酬型は上限年率 1.68% を乗じた額、成功報酬併用型は上限年率 1.155% の固定報酬に、運用成果の額の 15.75% の成功報酬を加算した額をお支払いいただきます。

（2）間接的にご負担いただく費用

投資対象となる国内投資信託については、信託報酬（信託財産に対し最大年率 1.3125%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。）をご負担いただきます。外国投資信託については、運用報酬（固定報酬：時価総額に対し最大年率 3.0%、なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。）や資産保管会社の報酬が運用資産より差し引かれます。また、売買等の取引費用や監査費用等のその他費用が運用資産より差し引かれます。

これらの費用の合計額および上限額については、資産配分比率、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。詳しくは、契約締結前交付書面および目論見書等でご確認ください。

■その他重要なお知らせ

- 三井住友信託ファンドラップおよび三井住友信託SMAは預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ご契約の際は、最新の契約締結前交付書面を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- 三井住友信託ファンドラップおよび三井住友信託SMAにはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ご契約のお申し込みの有無により、三井住友信託銀行とのお取引に影響が及ぶことは一切ありません。

本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

【販売会社に関する情報】

商号等：三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長（登金）第 649 号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会